

平成 30 年 5 月 9 日

消費者機構日本と有限会社立川美術学院との裁判外の和解について

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 裁判外の和解の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者機構日本（以下「消費者機構日本」という。）が、芸術大学及び美術大学の受験予備校を運営する有限会社立川美術学院（以下「立川美術学院」という。）に対し、以下のとおり申し入れた事案である。

① 立川美術学院が消費者との間で「芸大・美大予備校通年コース」の在学契約を締結する際に使用している入学要項等について、次の各契約条項が、消費者契約法第 9 条第 1 号^(※)に規定する契約条項に該当するとして、その削除等を行うことを求める。

ア 学費の分納払いを行う入学者が途中で退学する場合、未納分の学費を完納しなければならない旨を定める契約条項

イ AO入試・推薦入試合格による退学の場合も含め、授業開始後の学費の返金はしない旨を定める契約条項

② 立川美術学院が消費者との間で芸術大学又は美術大学の受験のための夏期・冬期・入試直前等の講習会の受講契約を締結する際に使用している募集要項等について、納入された講習会受講料は理由の如何を問わず返金しない旨を定める契約条項が、消費者契約法第 9 条第 1 号に規定する契約条項に該当するとして、その削除等を行うことを求める。

(※) 消費者契約法

（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

二 〔略〕

(2) 結果

消費者機構日本と立川美術学院は、平成 30 年 2 月 21 日に別紙のとおり合意した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者機構日本（法人番号：9010005008351）

3. 事業者等の氏名又は名称

有限会社立川美術学院（法人番号：1012802001330）

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第 14 条、第 28 条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9252

URL：http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html

合意書

有限会社立川美術学院（以下、甲という）、適格消費者団体 特定非営利法人 消費者機構日本（以下、乙という）は、下記事項につき合意する。

記

第1条 甲は、消費者との間で、契約を締結するに際し、下記枠内の意思表示を行わないことを約束する。

- (1) 芸大・美大予備校通年コースの在学契約において
 - ア 分納学費の支払いを受けるにあたって、分納した入学者が退学をする場合に、未納分の学費を完納しなければならないとの意思表示
 - イ 授業開始後の学費は返金しない（AO入試・推薦入試合格による退学も含む）との意思表示
- (2) 講習会の受講契約において、納入後、受講料は理由の如何を問わず返金しないとの意思表示

第2条 甲は、前掲第1条の意思表示が記載された契約書、約款その他一切の表示を破棄すること。

第3条 甲は、自らの従業員に対し、前掲第1条記載の意思表示を行わないように、また前掲第1条記載の契約書、約款その他一切の表示を破棄すべきことを周知徹底させる措置をとること。

第4条 甲は、消費者から、入学辞退、中途退学もしくは講習会キャンセルの申出を受付した時は、以下の考え方に沿って、返金対応をとること。

- (1) 入学申込み後、入学辞退した場合
授業開始前に入学を辞退した場合は、学費を全額返金する。
- (2) 入学後、中途退学した場合
中途退学の申出を受けた時は、契約の時期にかかわらず、中途退学の時期に応じた返金を行う。（受領済みの学費から、すでに提供された役務の対価に相当する額等の中途退学によって甲に生ずる平均的損害額を差し引いた金額を返金する。）
- (3) 講習会申込後、キャンセルした場合
上記（1）（2）にの考え方に準じて、受講料を返金する。

第5条 前条枠内の考え方に従い、適切な返金規定を整備し、ウェブサイトにおいて、本年3月末日までに案内すること。またウェブサイト掲載以降は、入学決定後のメールにおいても、同内容を明記すること。

第6条 甲が前掲第1条ないし第5条に違背したことが判明した場合は、甲及び乙は次の処置をとるものとする。

- (1) 再発防止の為、甲は違背した内容及び同違背行為に対して講じた措置を従業員等に周知する。
- (2) 乙は甲の違背行為について、乙のウェブサイトに掲載して公表する。

第7条 乙が本合意書の履行内容を確認する為に、甲に対してその確認のための協力を求めたときには、甲は、その時使用している契約書、約款等の提供その他必要な協力を行うものとする。

甲及び乙は、本合意書を2通作成の上、各書面に記名・押印の上、各自がそれぞれ一通を保管する。

2018年2月27日

甲) 東京都立川市錦町一丁目5番~~社~~
有限会社立川美術学院
代表取締役 都守 健一

乙) 東京都千代田区六番町15プラザエフ6階
適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構~~代表~~
代表理事 理事長 和田 寿~~印~~